

## 質 疑 回 答 書

1 案件番号 新潟市公告第603号

2 業務委託名 後期高齢者医療システム用ネットワーク機器等賃貸借及び保守業務委託

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
① 契約書（案）（一般的損害）第6条 この契約の履行に伴い生じた損害については受注者が負担とすると記載があります。契約履行に伴い生じた損害とは、どのようなケースでの損害を想定されているか教えてください。	契約書案第29条のとおり、必要事項は協議のうえ決定させていただきます。本条において想定している損害は、受注者の作業内容、保守対応、提供機器等に起因し、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害が生じた場合を指します。 具体的には、機器の設置・設定・保守作業における不備、機器の不具合、契約内容に反する対応等により発生した損害を想定しております。
② 契約書（案）（第三者に及ぼした損害）第7条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼした際も受注者が賠償すると記載があります。この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼすケースについて、想定されている事象を教えてください	契約書案第29条のとおり、必要事項は協議のうえ決定させていただきます。本条において想定しているのは、契約の履行に関連して第三者に損害が発生した場合であって、その原因が受注者の責に帰すべき事由によるものです。 具体的には、受注者の作業不備や機器・設定等に起因し、利用者、取引先等の第三者に損害が生じた場合を想定しております。 なお、発注者の過失や不可抗力による損害までを受注者に負担させる趣旨ではありません。
③ 契約書（案）（賃料の請求及び支払）第9条 1項(3) 天災、火災、盗難、その他両者の責めに帰すことのできない事由により、発注者	ご指摘を踏まえ、契約落札後に本市と落札者の両社協議のうえ当該条文を変更することを認めます。

<p>が1ヶ月のうち一部でも機器を使用できなかった場合、賃料が日割りとなり、減額される契約内容になっています。本件は、発注者の仕様に基づき、受注者が機器を購入し、賃貸借期間内の賃料を全てお支払いいただくことで、その購入費用等のコスト回収を図る賃貸借契約（リース契約）のため、上述の天災等の理由で使用できない期間分の賃料減額となると受注者は原価コストを回収できなくなります。そのため、以下の条文への変更をお願い致します。</p> <p>「乙の責めに帰すべき事由により、甲が1か月のうち一部でも機器を使用できなかつた場合」</p>	
<p>④ 契約書（案）（賃料の請求及び支払）第9条 2～4項</p> <p>賃料の支払いは初回が令和8年3月分を4月末までにお支払い、2回目以降は令和8年4月～6月の3ヶ月分を7月末までに支払い、以後3ヶ月分を翌月末までに支払い、最終月は令和13年1月～2月の2ヶ月分を3月末までに支払うスケジュールで良いでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりの支払いスケジュールで問題ありません。</p>
<p>⑤ 契約書（案）（機器の撤去）第24条 2項</p> <p>機器の撤去に要する費用については、甲の負担とするとございますが、新潟市様が撤去した物件を乙指定の場所まで返還して頂けるという認識で合っておりますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>⑥ 契約書（案）（機器の撤去）第24条</p> <p>仕様書 7-1作業 (8) 機器等の引き取りにて、賃貸借終了後におけるデータ及び設定情報の消去及び機器の引き取りは本契約の対象外とすると記載がありますが、契約書（案）第24条では受注者は契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならないとされています。そのた</p>	<p>ご指摘を踏まえ、契約落札後に本市と落札者の両社協議のうえ当該条文を変更することを認めます。</p>

<p>め、以下の条文への変更をお願い致します。</p> <p>「甲は、契約期間が満了したとき、速やかに甲の費用負担において機器の撤去を行い、乙に機器を返還するものとする。</p> <p>乙は、この契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならない。」</p>	
<p>⑦ 契約書（案）（長期継続契約における契約の変更又は解除）第30条</p> <p>これまでに予算の減額により契約の変更又は解除した実例はありますでしょうか。</p>	<p>契約書案第29条のとおり、必要事項は協議のうえ決定させていただきます。</p> <p>過去の事例につきましては、保険年金課での契約では、ありません。なお、本市におけるすべての契約について確認することは困難なためお示しできません。</p>
<p>⑧ 仕様書 7-1作業（4）管理用シールの貼り付け</p> <p>管理用シールは、管理所属名、機器等の種類、設置場所、機器等番号、受注者名の記載が可能であれば受注者指定のものでよろしいでしょうか。</p>	<p>管理所属名、機器等の種類、設置場所、機器等番号、受注者名の記載があれば、受注者指定のもので問題ありません。</p>
<p>⑨ 上記質疑事項に関する回答内容によって、新たに確認したい質疑が出た場合、12月17日を超えても対応は可能でしょうか。</p>	<p>対応はいたしません。</p>